

## 重要文化財 榛名神社国祖社及び額殿 保存修理工事（第1期工事）

### 一般競争入札（事後審査方式）参加者募集要項

1. 工事件名 重要文化財 榛名神社国祖社及び額殿保存修理工事（第1期工事）
2. 工事場所 群馬県高崎市榛名山町849
3. 工 期 契約日翌日～平成30年8月26日（予定）
4. 建物概要  
国祖社 正面1間、側面5間、一重、入母屋造、妻入、向拝1間、軒唐破風付  
額 殿 正面6.5m、側面2.9m、一重、入母屋造、北面国祖社に接続総銅板葺
5. 工事概要  
仮 設 工 事：素屋根建設、開口部養生、敷地養生など。  
国 祖 社 工 事：木部の部分解体、木部補修、一部の塗装搔落し、建具取外しなど。  
額 殿 工 事：木部の全解体、石垣・石階の補修、木部補修、一部の塗装搔落し、建具取外しなど。  
共通仮設工事：保存工作小屋、監理事務所、現場事務所、仮設トイレなど現場運営に必要な仮設物の建設。  
社務所下の舗装工事、付属建物の解体・格納など。
6. 入札参加資格  
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業について特定建設業の許可を受けており、同法第27条の2第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値が730点以上であること。  
(2) 平成19年より平成29年までの間で、国宝・重要文化財建造物の根本修理（解体工事または半解体工事）の元請けとしての経験がある者（現在実施中の工事を含む）。  
(3) 文化財建造物の施工管理の経験がある現場代理人を常駐させることができ、主任技術者または監理技術者は専任することができる者。  
(4) (3)に該当する現場代理人及び主任技術者または監理技術者は、申請日前3箇月以上継続して雇用しているものに限る。  
(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者であること。  
(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。  
(7) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員などではないこと。
7. 入札参加申請書の入手及び提出  
この入札に参加を希望する者は、一般競争入札（事後審査方式）参加申請書を次の通り入手して、提出しなければならない。  
・参加申請書の入手 榛名神社に郵送またはFAXで問い合わせ。「榛名神社国祖社及び額殿保存修理工事（第1期）入札参加申請書の送付依頼」と記入し、送付先住所、氏名を明記する（書式は自由）。なお電話での問い合わせは一切受け付けない。送付依頼を確認した後に参加申請書を郵送する。受付期間は平成29年7月5日まで。  
・参加申請書の提出 持参または郵送  
平成29年7月5日から平成29年7月7日 午前9時より午後3時まで（郵送によるものは、最終日必着）。
- ・問い合わせ・提出先 370-3341 群馬県高崎市榛名山町849 榛名神社 FAX027-374-9051
8. 入札図書発送予定日 平成29年7月10日（予定）
9. 入札日・入札場所 平成29年8月3日 榛名神社（予定）
10. 落札候補者となったものは、6（1）、同（2）、同（3）、同（4）を証する書類と入札図書に定める資料を指定する期日までに提出する。設定した諸条件に合致しているか入札参加資格を審査し、落札者を決定する。
11. 設計監理 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会